

必要に応じて抽出したテーマについて論点や争点を明確にして討議するほか、優先課題について意見を出し合い、合意形成に努めます。今後その方法などについて、具体的な仕組みづくりを進めていきます。(第10条)

●政策立案機能の強化に努め、必要に応じて政策を立案します。

政策立案機能の強化を図り、必要に応じて政策を立案します。市長等に提言し、実際の予算や施策に結びつけるよう努めます。(第16条)

●条例の目的が達成されているかどうか検証します。

議会はこの条例の目的が達成されているかについて検証を行い、見直しが必要な場合は適切な措置を講じていきます。(第23条)



議会基本条例策定特別委員会の様子

能代市議会基本条例(案)

確認方法・意見提出の方法について

募集期間

11月10日(水曜日)まで

意見を提出できる方

- ・能代市に在住、在勤、在学する方
- ・能代市に事務所または事業所を有する個人や団体
- ・その他利害関係がある個人や団体

閲覧場所

市役所本庁舎1階市民交流スペース・3階議会事務局・一ツ井町庁舎1階市民フロア・各地域センター・富根出張所のほか、市ホームページでダウンロードできます。 ※市ホームページを除き、閲覧できる時間はいずれも土・日・祝日を除く午前8時30分〜午後5時15分まで。

提出方法について

市ホームページまたは閲覧場所に備付けの意見用紙に住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。電話や口頭での意見は、受け付けできません。

持参…市役所本庁舎3階 議会事務局

(土・日、祝日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)

郵送…〒016-85001

能代市上町1-3

能代市議会事務局 宛

※11月10日の消印まで有効

意見の取扱いなど

提出された意見は、内容を整理し、条例の議決後に市議会の考え方を付して、ホームページで公表します。

住所、氏名、年齢、性別、電話番号等は公表しません。提出された意見に個別の回答は行いません。

FAX…89-1784

メール…gikai@city.noshiro.lg.jp

議会基本条例Q&A



能代市議会基本条例
パブリックコメント
ページ

議会基本条例とは。

議会活動の基本理念や議会・議員の活動原則、議会運営の基本的事項などを明確にして定めたものです。

なぜ条例を制定するのか。

議会及び議員が守るべき基本的事項を定め、議会の機能強化を図り、市民の負託に的確に応えることを目指すため条例を制定します。

条例が制定されるとどうなるのか。

議会及び議員が定められた活動原則に基づいて活動することにより、今まで以上に市民福祉の向上や市政の発展に寄与することが期待できます。